

総社市事後審査型条件付き一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総社市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び測量・建設コンサルタント業務等（建設工事に関連する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）に関し、入札後に最低価格者（以下「落札候補者」という。）から順に入札参加資格の審査を行い、その者が適格である場合に落札を決定する事後審査型条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施する場合の方法について、総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 一般競争入札の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、次のとおりとする。ただし、災害等の緊急工事、関連・附帯工事及び特殊な事情がある工事については、この限りでない。

- (1) 1件の工事設計金額が4千万円（建築一式工事にあつては1億円）以上の建設工事
 - (2) 前号以外の工事で試行的に実施することが適当と認める建設工事
 - (3) 1件の設計金額が4千万円以上の測量・建設コンサルタント業務等で、一般競争入札によることが適当と認めたもの。
- 2 前項の選定は、総社市指名選定及び契約審査委員会規程（平成28年総社市訓令第3号）第1条に規定する総社市指名選定及び契約審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

(入札の公告)

第3条 一般競争入札を実施する場合は、規則第5条の規定に基づき公告するほか、公告の徹底を図るため、市ホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は総社市競争入札参加資格及び審査等に関する要領（平成18年10月18日施行）に定めるもののほか、対象工事等ごとに次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 対象工事等に対応する建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による評定の総合数値に関する事、又は対象工事等の業種の格付けに関する事。
- (2) 対象工事等に対応する業種の建設業許可の種別に関する事。
- (3) 対象工事等と同種又は類似の施工実績又は履行実績に関する事。
- (4) 対象工事等に配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格に関する事。
- (5) 営業所等の所在地に関する事。
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項に関する事。

2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合は、当該共同企業体の構成員について、前項各号の規定を準用する。

3 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものは一般競争入札に参加できないものとする

る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づく営業停止を参加表明日から入札（開札）日までの間で受けている者
- (3) 総社市建設工事等請負その他の契約に係る指名停止等措置要領（平成 17 年 3 月 22 日実施）に基づく指名停止措置及び総社市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成 17 年総社市告示第 172 号）に基づく指名除外措置を参加表明日から入札（開札）日までの間で受けている者
- (4) 対象の建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本金面若しくは人事面において密接な関連がある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に該当する者
（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第 5 条 共同企業体に発注する建設工事については、この要領のほか総社市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成 23 年 8 月 1 日実施。以下「共同企業体取扱要領」という。）によるものとする。

（参加資格等の決定）

第 6 条 一般競争入札を実施する場合は、次の事項についてあらかじめ委員会の審議を経て行うものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項に規定する対象工事等ごとの入札参加資格
- (2) 前条に規定する共同企業体による発注の適否及び構成員数
（入札参加表明）

第 7 条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（建設工事の場合は様式第 1-1 号。共同企業体（入札後共同企業体結成方式（共同企業体取扱要領第 1 1 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）によるものを除く。）による場合は様式第 1-2 号。測量・建設コンサルタント業務等の場合は様式第 1-3 号。以下「参加申請書」という。）を、入札公告に示した期日までに提出するものとする。

- 2 規則第 5 条に規定する公告において、入札の方法を電子入札によるものとした場合は、前項の規定にかかわらず、総社市電子入札実施要領に定めるところによる。
- 3 共同企業体（入札後共同企業体結成方式によるものを除く。）による入札の場合は、前 2 項に規定する入札参加表明のほか、共同企業体取扱要領に定める申請手続きを行うものとする。
- 4 共同企業体（入札後共同企業体結成方式によるものに限る。）による入札の場合は、前 3 項の規定にかかわらず、当該公告で定める方法により、入札参加表明に係る手続きを行うものとする。

（設計図書の閲覧等）

第 8 条 対象工事等に係る設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）は、入札公告で定める方法により閲覧又は貸出しに供するものとする。

- 2 設計図書を閲覧又は貸出しに供する期間は、公告で明示した期間とする。
- 3 入札参加者が設計図書の内容について質問のあるときは、文書によって質問を提出するものとし、回答は当該対象工事等の入札参加者全員に公表するものとする。

(入札参加者名の公表)

第9条 一般競争入札の参加者名は、入札（開札）が終了するまで非公開とする。

(現場説明会)

第10条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、入札公告で明らかにするものとする。

(開札)

第11条 事後審査型入札においては、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札価格の最も低い者（総合評価方式による入札の場合は評価値の最も高い者。最低制限価格を設けた場合の最低制限価格未滿の申込みを行った者を除く。低入札調査基準価格を設けた場合の失格基準価格未滿の申込みを行った者又は低入札価格調査によって当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者を除く。以下「最低入札価格者」という。）から落札候補者を決定し、第13条第1項の規定により落札者が決定するまで、最低入札価格者の順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

2 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

(確認申請書等の提出)

第12条 開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、市長は、速やかに落札候補者に入札公告に示す事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（建設工事の場合は様式第2-1号。共同企業体（入札後共同企業体結成方式によるものを除く。）による場合は様式第2-2号。測量・建設コンサルタント業務等の場合は様式第2-3号。）及び入札参加資格確認に必要な書類（施工実績調書（様式第3-1号）、履行実績調書（様式第3-2号）、配置予定技術者調書（建設工事の場合は様式第4-1号。測量・建設コンサルタント業務等の場合は様式第4-2号）。以下「確認申請書等」という。）の提出を求めるものとする。

2 確認申請書等は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して2日（総社市の休日を定める条例（平成17年総社市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に持参により提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、共同企業体（入札後共同企業体結成方式によるものに限る。）による入札における入札参加資格の確認の手続きについては、当該公告で定めるものとする。

4 落札候補者が第2項又は前項の規定による提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第13条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により確認申請書等の提出があったときは、入札公告に示す入札参加要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしている場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わないものとする。この場合において、委員会の審議は省略するものとする。

2 入札参加資格要件の審査は、前条第2項又は第3項に規定する確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。

3 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果調書（様式第5号）により取りまとめるものとする。

（落札決定の通知等）

第14条 市長は、前条第1項の規定により落札を決定したときは、当該落札者に事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号。以下「結果通知書」という。）によりその旨を速やかに通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の審査の結果、当該審査の対象者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該対象者に対して結果通知書によりその旨を通知するものとする。

3 共同企業体による場合、前2項の通知については、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

4 落札を決定するまでに、落札候補者（共同企業体の場合にあっては、いずれかの構成員を含む。）がいずれかの入札参加要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者がした入札は無効とする。

（入札参加資格を有していないと認められた者に対する理由の説明）

第15条 入札参加資格を有していないと認められた者は、前条第2項の通知を受けた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に、書面（任意様式）によりその理由の説明を求められることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（市の休日を除く。）以内に書面で回答するものとする。

（入札結果等の公表）

第16条 市長は、落札決定をしたときは、遅滞なく、入札結果を以下の方法により公表するものとする。

（1）契約担当課の窓口での閲覧

（2）市ホームページへの掲載

2 市長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには一切応じないものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から実施する。

様式第 1-1 号（第 7 条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（建設工事）

年 月 日

総社市長

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

年 月 日公告の下記の工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので、次のとおり入札参加申請をします。

なお、本申請書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 入札参加資格

(1) 業 種

(2) 経営事項審査結果

通知書の総合評点

3 配置予定技術者

(1) 氏 名

(2) 資 格

総社市使用欄	
受付番号	

様式第 1-2 号（第 7 条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（特定建設工事共同企業体）

年 月 日

総社市長

様

共同企業体の名称

工事共同企業体

代 表 者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

構 成 員 所 在 地

(第 2 構成員) 商号又は名称

代表者職氏名

㊟

構 成 員 所 在 地

(第 3 構成員) 商号又は名称

代表者職氏名

㊟

このたび、表記共同企業体により、年 月 日公告の次の工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので、下記のとおり入札参加申請をします。

なお、本申請書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 構成員の内訳

	代表者	第 2 構成員	第 3 構成員
業 種			
経営事項審査結果 通知書の総合評点			
配置予定技術者 氏 名			
配置予定技術者 資 格			

3 添 付 書 類 総社市建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）

総社市使用欄

受付番号

様式第 1-3 号（第 7 条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（測量・建設コンサルタント業務）

年 月 日

総社市長

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

年 月 日公告の下記の業務に係る事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので、次のとおり入札参加申請をします。

なお、本申請書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業 務 名

2 配置予定技術者

(1) 氏 名

(2) 資 格

総社市使用欄	
受付番号	

様式第 2-1 号 (第 12 条関係)

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 (建設工事)

年 月 日

総社市長 様

申請者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

年 月 日付で入札(開札)のありました 工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 経営事項審査結果通知書の写し (最新のもの)
- 2 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- 3 施工実績調書 (事後審査) 【様式第 3-1 号】
- 4 配置予定技術者の資格・工事経験調書 (事後審査) 【様式第 4-1 号】
- 5 その他、入札参加資格要件確認のため提出を求められた資料

注) 公告において、支社、支店又は営業所の建設業許可が入札参加資格要件となっている場合は、建設業法施行規則第 2 条第 1 号に規定されている様式 (第 1 号別紙二) を添付のこと。

様式第 2-2 号（第 12 条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体）

年 月 日

総社市長 様

共同企業体の名称

工事共同企業体

代 表 者	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	㊟
構 成 員	所 在 地	
(第 2 構成員)	商号又は名称	
	代表者職氏名	㊟
構 成 員	所 在 地	
(第 3 構成員)	商号又は名称	
	代表者職氏名	㊟

年 月 日付で入札（開札）のありました 工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
- 2 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- 3 施工実績調書（事後審査）【様式第 3-1 号】
- 4 配置予定技術者の資格・工事経験調書（事後審査）【様式第 4-1 号】
- 5 その他、入札参加資格要件確認のため提出を求められた資料

注 1）添付書類は、上記それぞれについて構成員ごとに作成すること。

注 2）公告において、支社、支店又は営業所の建設業許可が入札参加資格要件となっている場合は、建設業法施行規則第 2 条第 1 号に規定されている様式（第 1 号別紙二）をあわせて提出のこと。

様式第 2-3 号（第 12 条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（測量・建設コンサルタント業務）

年 月 日

総社市長 様

申請者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

年 月 日付で入札（開札）のありました 業務に係る事後審査型条件付き一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格の確認を申請します。
なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 履行実績調書（事後審査）【様式第 3-2 号】
- 2 配置予定技術者の資格・業務経験調書（事後審査）【様式第 4-2 号】
- 3 その他、入札参加資格要件確認のため提出を求められた資料

施工実績調書 (事後審査)

商号又は名称 _____

工 事 名 称 等	工 事 名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	契約期間		
	受注形態等 (出資割合)	単 体 ・ J V (%)	単 体 ・ J V (%)
工 事 概 要			

注 1) 公告における入札参加資格要件中「施工実績」欄に明示した要件を満たす施工実績を 1 件以上記載すること。ただし、施工実績を入札参加資格要件としていない場合には提出不要。

注 2) 施工実績として認める期間の末日は、公告の前日以前の日であること。

注 3) 上記記載工事について、CORINS 登録した工事カルテの写し等を添付すること。なお、CORINS 登録の内容で公告における入札参加資格要件を満たしていることが証明できない場合は、設計図書又は図面等の写しを添付すること。

注 4) 3 件目以降は別紙に記載すること。

履行実績調書（事後審査）

商号又は名称 _____

業 務 名 称 等	業 務 名		
	発注機関		
	委託場所		
	契約金額		
	契約期間		
	受注形態等 (出資割合)	単 体 ・ J V (%)	単 体 ・ J V (%)
業 務 概 要			

注 1) 公告における入札参加資格要件中「履行実績」欄に明示した要件を満たす履行実績を 1 件以上記載すること。ただし、履行実績を入札参加資格要件としていない場合には提出不要。

注 2) 履行実績として認める期間の末日は、公告の前日以前の日であること。

注 3) 上記記載業務について、TECRIS 登録した業務カルテの写し等を添付すること。なお、TECRIS 登録の内容で公告における入札参加資格要件を満たしていることが証明できない場合は、設計図書又は図面等の写しを添付すること。

注 4) 3 件目以降は別紙に記載すること。

配置予定技術者調書（事後審査 建設工事）

商号又は名称

予定者氏名			
採用年月日			
最終学歴			
法令による免許	国家資格		監理技術者
	資格名称	登録番号	
	登録番号	取得日	
	取得日	講習受講日	
工事経験の概要	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	契約期間		
	従事役職		
	工事内容		

注 1) 公告における入札参加資格要件中「配置予定技術者」欄に明示した要件を満たす主任技術者又は監理技術者としての工事経験を 1 件以上記載すること。ただし、工事経験要件を明示していない場合は、工事経験の概要欄を斜線のこと。

注 2) 施工実績として認める期間の末日は、公告の前日以前の日であること。

注 3) 配置予定技術者が法令による免許を取得している場合は、当該免許を証する書類の写しを添付すること。なお、公告において監理技術者の配置が入札参加資格要件となっている場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了証が交付されていない場合は、資格者証裏面の講習修了履歴でも可）の写しをあわせて提出すること。

注 4) 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、公告日において 3 ヶ月以上の雇用関係にある者とし、在籍の確認ができる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

注 5) 上記記載工事について、CORINS 登録した工事カルテの写し等を添付すること。なお、CORINS 登録の内容で公告における入札参加資格要件を満たしていることが証明できない場合は、設計図書又は図面等の写しを添付すること。

注 6) 3 件目以降は別紙に記載すること。

配置予定技術者調書（事後審査 測量・建設コンサルタント業務）

商号又は名称

予定者氏名	
採用年月日	
最終学歴	
法令による免許	国家資格
	資格名称
	登録番号
	取得日
業務経験の概要	業務名
	発注機関
	委託場所
	契約金額
	契約期間
	従事役職
	業務内容

注 1) 公告における入札参加資格要件中「配置予定技術者」欄に明示した要件を満たす主任技術者等としての業務経験を 1 件以上記載すること。

注 2) 履行実績として認める期間の末日は、公告の前日以前の日であること。

注 3) 配置予定技術者が法令による免許を取得している場合は、当該免許を証する書類の写しを添付すること。

注 4) 配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、公告日において 3 ヶ月以上の雇用関係にある者とし、在籍の確認ができる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

注 5) 上記記載業務について、TECRIS 登録した業務カルテの写し等を添付すること。なお、TECRIS 登録の内容で公告における入札参加資格要件を満たしていることが証明できない場合は、設計図書又は図面等の写しを添付すること。

注 6) 3 件目以降は別紙に記載すること。

様式第5号（第13条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果調書

1 審査対象者

2 審査対象事業

(1) 入札(開札)日 年 月 日

(2) 工事名(業務名) _____ 工事(業務)

3 条件付き一般競争入札に参加できる者の資格

4 審査結果

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

総社市長



事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました事後審査型条件付き一般競争入札参加資格についての審査結果は、下記のとおりです。

記

入 札（開 札）日		
工 事 名 (業 務 名)		
入札参加資格の有無	有 ・ 無	
	入札参加資格がない と認めた理由	
審 査 結 果		

(注) この通知に疑義がある場合は、総社市事後審査型条件付き一般競争入札要領第 15 条第 1 項の規定により、この通知を受けた日から起算して 2 日（市の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができます。